

医療生協さいたま生活協同組合

定期巡回・随時対応型訪問介護看護 【 契約書 】

_____様（以下、「利用者」という）と医療生協さいたま生活協同組合（以下、「事業者」という）は事業者が利用者に提供する定期巡回・随時対応型訪問介護看護に関して次のとおり契約します。

第1条 （契約の目的）

事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができ、また、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条 （契約期間）

- 1 この契約の契約期間は、_____年 _____月 _____日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
- 2 契約満了の2日前までに、利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

第3条 （定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画書）

事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえサービスの目標、目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画（以下「訪問介護看護計画書」という）を作成します。なお、利用者及びその家族に対して、訪問介護看護計画書の内容を説明し、同意を得て確定し当該計画書を利用者に交付します。

第4条 （サービスの内容）

- 1 利用者が提供を受けるサービスの内容は「訪問介護看護計画書」に定められたとおりです。
- 2 事業者は、サービス従業者を利用者の居宅に派遣し、訪問介護看護計画に沿ってサービスを提供します。
- 3 第2項のサービス従業者は、介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者（旧介護職員基礎研修課程修了者、又は旧ヘルパー1級～2級課程含む）です。
- 4 サービスの内容が利用者との合意をもって変更された場合、又は介護保険適用範囲が変更となった場合には、新たな訪問介護看護計画を作成し、それをもってサービスの内容とします。

第5条 （サービス提供の記録）

- 1 事業者は、サービスの提供ごとにその内容等をモバイル端末を活用し記録します。サービス提供記録は電子データとして作成し、事業所で保管します。
- 2 事業者は、サービス提供記録をこの契約の終了後5年間保管します。
- 3 利用者は、モバイル端末により第2項のサービス提供記録を閲覧することができます。
- 4 利用者は、第2項のサービス提供記録の印刷物の交付を受けることができます。但し印刷にかかる実費を負担します。

第6条 （料金）

- 1 利用者は、サービスの対価として【料金表】に定める利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。
- 2 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収書を発行します。
- 3 利用者は、居宅においてサービス従業者がサービスを実施するために使用する水道・ガス・

電気・電話の費用を負担します。

- 4 利用者は、モバイル端末を設置する場合のモバイル端末の充電、事業所への通話に係る通信料及び通話料金については、実費分を負担します。

第7条 (料金の変更)

- 1 事業者は、利用者に対して、文書で通知することにより、利用単位ごとの料金の変更（増額または減額）を申し入れすることができます。
- 2 料金を変更する場合、【料金表】を示し、利用者に対し説明を行い利用者の承諾を得ます。
- 3 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し文書で通知することによりこの契約を解約することができます。

第8条 (契約の終了)

- 1 利用者は、事業者に対して1週間の予告期間において文書で通知することにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。
- 2 事業者は、事業所の移転、人員不足など、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して1カ月間の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- 3 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - (1) 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - (2) 事業者が守秘義務に反した場合
 - (3) 事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
 - (4) 事業者が破産した場合
- 4 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - (1) 利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、または利用者の入院もしくは病気などにより3カ月以上サービスが利用できない状態であることが明らかになった場合
 - (2) 禁止行為（イ～ハ）があった場合
 - イ サービス従業者の心身に危害を及ぼす行為
 - ・身体的暴力：身体的な力を使って危害を及ぼす行為（たたく、ひっかく、つねる、物を投げる、唾を吐く、蹴るなど）
 - ・精神的暴力：個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり貶めたりする行為（威圧的な態度で文句を言い続ける、理不尽なサービスを要求するなど）
 - ・セクシャルハラスメント：意に沿わない性的な誘いがけ、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為（必要もなく手や腕などを触る、抱きつく、卑猥な言動を繰り返すなど）
 - ・ストーカー行為：つきまとい行為（自宅住所や電話番号を聞く、待ち伏せをするなど）
 - ロ 事業者又は事業所の運営に支障を与える行為
 - ハ 以上のほか、サービスの提供を困難にする行為
 - (3) 利用者又はその家族などが、事業者や事業所、サービス従業者または他の利用者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合
 - (4) 利用者のサービス利用料金の支払いが2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず7日以内に支払われない場合
- 5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - (1) 利用者が介護保険施設に入所した場合、
 - (2) 利用者が特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護又は認知症対応型共同生活介護を受けるとなった場合
 - (3) 利用者の要介護状態区分が要支援・非該当（自立）と認定された場合
 - (4) 利用者が死亡した場合

- 6 サービスを終了する場合には、事業者は利用者の置かれている環境等を勘案し、必要な支援を行うよう努めます。

第9条 (秘密保持)

- 1 事業者および従業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者は、利用者・利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。

第10条 (賠償責任)

事業者は、サービスの提供にともなって事業者の責めに帰すべき事由により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合に、利用者に対してその損害を賠償します。

第11条 (緊急時の対応)

- 1 事業者は、現にサービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し適切な処置を講じます。
- 2 事業者は、前項について速やかに利用者の家族等、介護支援専門員に連絡するとともに必要な処置を講じます。

第12条 (事故発生時の対応)

事業者は、現にサービスの提供を行っているときに、利用者に予期せぬ事故が発生した場合は、迅速かつ適切な対応により円滑・円満な解決に努めます。

第13条 (合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処)

事業者は、利用者から合鍵を預かる必要のある場合は、書面によりその取扱い方法について説明した上で、合鍵を預かることに同意する旨の文書に署名（記名押印）を得ます。

- (1) 預かった合鍵については、使用時以外は施錠された保管庫に保管します。
- (2) 合鍵を紛失した場合は、速やかに利用者へ連絡を行うとともに、警察への届出等必要な措置を行います。

第14条 (虐待防止)

事業所は、虐待の未然防止、早期発見及びその再発を防止する措置を講じます。

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを川口市に通報します。

第15条 (身分証携行義務)

サービス従業者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者又は利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

第16条 (連携)

事業者は、サービスの提供にあたり、介護支援専門員および保健医療サービスならびに福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

第17条 (苦情対応)

事業者は、利用者からの相談・苦情等に対応する窓口を設置し、サービスに関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速かつ適切に対応します。

第18条 (本契約に定めのない事項)

利用者および事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。

- 2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを遵守し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

第19条 (裁判管轄)

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合、利用者および事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第1審管轄裁判所とすることをあらかじめ合意します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者及び事業者が署名押印の上、1通ずつ保持するものとします。

契約締結日	年	月	日
事業者	<所在地>	埼玉県川口市木曾呂1317	
	<事業者>	医療生協さいたま生活協同組合 理事長 雪田 慎二	
事業所	<所在地>	埼玉県川口市西青木5-1-40	
	<事業所>	ケアセンターかがやき (介護保険事業者番号 1190200699)	
利用者	<住所>		
	<氏名>		
代筆者	<氏名>		

(利用者との続柄)

個人情報使用同意書

私（利用者）、及びその家族の個人情報については、以下に記載するとおり必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

1. 使用する目的

- (1) 居宅サービス計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議及び介護支援専門員との連絡調整等において必要な場合
- (2) 利用者が自らの意思によって介護保険施設等に入所・利用されることに伴う必要最小限度の情報の提供
- (3) 在宅療養をサポートする病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護事業所、地域包括支援センター、その他の関係者と連携を図るため、医療従事者や介護従事者その他の関係者が共有すべき介護情報を含む個人情報の提供、または救急車出動を要請する際の情報提供

2. 使用する事業者の範囲

利用者が提供を受けるすべてのサービス事業者

3. 使用する期間

契約で定める期間

4. 条件

- (1) 個人情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと
- (2) 個人情報を使用した会議においては、出席者、議事内容等を記録しておくこと

利用者の個人情報の利用目的・取り扱いについて本書面および重要事項説明書の説明を受け、その内容に同意します。

年 月 日

利用者 < 氏名 >

代筆者 < 氏名 >

(利用者との続柄)

利用者家族の個人情報の利用目的・取り扱いについて本書面および重要事項説明書の説明を受け、その内容に同意します。

年 月 日

家族代表 < 住所 >

< 氏名 >

(利用者との続柄)

□利用料金

介護保険による基本料金は厚生労働大臣が定めた額です。

川口市の地域区分別1単位の単価は、5級地 10.70 円です

●定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用料金 ※1ヶ月単位

要介護度	基本単位	基本料金	1割負担額	2割負担額	3割負担額
要介護1	5,446	58,272円	5,828円	11,655円	17,482円
要介護2	9,720	104,004円	10,401円	20,801円	31,202円
要介護3	16,140	172,698円	17,270円	34,540円	51,810円
要介護4	20,417	218,461円	21,847円	43,693円	65,539円
要介護5	24,692	264,204円	26,421円	52,841円	79,262円

※区分支給限度額の範囲内で、柔軟に通所・短期入所ニーズに対応するため、これらのサービス利用時には定期巡回・随時対応サービス費を日割りとします。

・通所系サービス利用時、1日当たり下記の相当額を減算 ※1日単位

・短期入所系サービス利用時、利用期間日数から1日減らした日数分において、1日当たり下記の相当額を算定 ※1日単位

要介護1	-62	-663円	-67円	-133円	-199円	要介護1	179	1,915円	192円	383円	575円
要介護2	-111	-1,187円	-119円	-238円	-357円	要介護2	320	3,424円	342円	685円	1,027円
要介護3	-184	-1,968円	-197円	-394円	-591円	要介護3	531	5,681円	568円	1,136円	1,704円
要介護4	-233	-2,493円	-250円	-499円	-748円	要介護4	672	7,190円	719円	1,438円	2,157円
要介護5	-281	-3,006円	-301円	-602円	-902円	要介護5	812	8,688円	869円	1,738円	2,606円

◆総合マネジメント体制強化加算 I ■有 □無 1ヶ月当りの相当額を加算 ※区分支給限度基準額外

- ① 訪問介護計画において、利用者の心身の状況や家庭を取り巻く環境の変化を踏まえ、介護職員や看護職員等の多職種協働により、随時適切に見直しを行っている。
- ② 病院または診療所等に対し、日常的に、情報提供等を行っている。
- ③ 日常的に利用者に関わりのある地域住民等の相談に対応する体制を確保している。
- ④ 地域住民等との連携により、地域資源を効果的に活用し状態に応じた支援を行っている。
- ⑤ 以下の要件を1つ以上実施している。
 - ・障害福祉サービス事業所、児童福祉施設等と協働し、地域において世代間の交流を行っている
 - ・地域住民等、他事業所等と共同で事例検討会、研修会等を実施している
 - ・市町村が実施する通いの場や在宅医療・介護連携推進事業等の地域支援事業等に参加している
 - ・地域住民および利用者の住まいに関する相談に応じ、必要な支援を行っている

◆初期加算

利用を開始した日から起算して30日以内の期間または30日を超える入院後に利用を再開した場合に加算

◆サービス提供体制強化加算Ⅱ ■有 □無

有資格者の割合が一定数以上の場合に、1ヶ月当りの相当額を加算 ※区分支給限度基準額外

- ・全介護職員に対し、研修計画の作成、実施。利用者に関する情報やサービス提供に際しての留意事項の伝達、技術指導を目的とした会議の実施（1回/月程度）。健康診断の実施。
- ・介護福祉士4割以上

◆口腔連携強化加算 □有 ■無 下記を実施している場合に、1ヶ月当りの相当額を加算

- ・口腔の健康状態の評価を実施し、利用者の同意を得て歯科医療機関および介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合
- ・評価に当り、歯科訪問診療料の算定実績がある歯科医療機関の歯科医師または歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、相談等に対応する体制を確保しその旨を文書等で取り決めている場合

◆介護職員等処遇改善加算Ⅰ 1ヶ月の総単位数（各種加算含む）に対して加算 ※区分支給限度基準額外
介護職員等の賃金改善や資格取得・資質の向上等の取り組み。職場環境の改善による定着促進。事業所内に経験・技術のある職員を充実する取り組みの実施により認められる加算。

加算名	単位数	基本料金	1割負担額	2割負担額	3割負担額
初期加算	30	321円	33円	65円	97円
総合マネジメント体制強化加算	1200	12,840円	1,284円	2,568円	3,852円
サービス提供体制強化加算Ⅱ	640	6,848円	685円	1,370円	2,055円
口腔連携強化加算	50	535円	54円	107円	161円
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	1ヶ月の総単位数（各種加算含む）×24.5%				

介護保険の給付対象となるもの	<p>①介護保険による基本料金は、厚生労働大臣が定める額です。利用者負担額は、基本利用料に対して介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額です。</p> <p>②サービス利用額が介護保険の支給限度額を超えた部分は全額利用者負担（10割負担）となります。</p> <p>③要介護認定区分が非該当（自立）と判定された方、介護保険の給付を受けられない方については全額利用者負担（10割負担）となります。</p> <p>④利用料金を変更する場合、変更した【料金表】を利用者に説明し、承諾を得ます。</p>
----------------	---

利用料金のお支払方法	<p>①当月の料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月20日までに利用者へ送付します。</p> <p>②請求書にもとづき、翌月27日に本人・家族いずれかの名義の金融機関口座からの口座振替によりお支払いください。支払い確認後、領収書を発行します。口座振替以外の支払方法を希望する方はご相談ください。</p> <p>③介護保険適用の場合でも介護保険料の滞納等により、保険給付が直接医療生協さいたま生活協同組合に支払われない場合があります。その場合は一旦介護保険適用外10割として料金をいただきます。後日、保険者の窓口へ医療生協さいたま生活協同組合の発行する「サービス提供証明書」を提出することで差額の払戻しを受けることができます。</p>
介護保険の給付対象とならないもの	<p>実費分の全額が利用者負担となります。</p> <p>①通信料:利用者宅から事業所への通報に係る通信料及び通話により発生する通話料金について実費分の負担</p> <p>②モバイル端末:サービス内容を記録するモバイル端末を設置される際のモバイル端末の充電にかかる費用の負担</p>
サービス提供するために使用する電気、ガス、水道の費用	利用者の別途負担となります。
交通費	徴収しません。
連帯保証人	本契約書の契約者には身元引受人を連帯保証人とし、他に1人、合わせて2人の連帯保証人を付けるものとし、連帯保証人は契約者が支払う利用料金等について、連帯しその責めを負うものとします。但し、身寄りがなく、連帯保証人がいないことをもってサービスは拒まれません。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供開始にあたり、利用者に対し本書面(料金表)に基づいて、説明しました。

事業者 <所在地> 埼玉県川口市木曾呂 1317
 <事業者> 医療生協さいたま生活協同組合
 理事長 雪田 慎二

事業所 <所在地> 埼玉県川口市西青木 5-1-40
 <事業所> ケアセンターかがやき
 (介護保険事業者番号 1190200699)

上記の説明を受け、了承しました。

年 月 日

利用者 <氏名>

代筆者 <氏名>

(利用者との続柄)



重要事項説明書 (2024年6月1日現在)

1 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	医療生協さいたま生活協同組合
代表者氏名	理事長 雪田 慎二
本社所在地 (電話番号)	埼玉県川口市木曾呂 1317 048-294-6111
法人設立年月日	1992年4月1日

2 利用者に対するサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	ケアセンターかがやき
介護保険指定 事業所番号	川口市指定 第 1190200699号
事業所所在地	〒332-0035 埼玉県川口市西青木5-1-40
事業所の通常の 事業の実施地域	川口市

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができ、また、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的・定期的にその居宅への訪問、又は利用者からの随時の通報に適切に対応することにより、利用者が安心して生活を送ることを目的とします。
運営の方針	<ol style="list-style-type: none">1 利用者が尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時通報によりその者の居宅を訪問し、安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行い、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復をめざします。2 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、目標を設定し、計画的にサービスを行うとともに、地域との結びつきを重視し、地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。3 事業の実施にあたっては、自らその提供するサービスの質の評価を行うと共に、定期的に外部の者による評価を受け、それらの結果を公表し、常にその改善を図ります。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日まで ※12月30日～1月3日を除く
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	365 日	サービス提供時間	24 時間
---------	-------	----------	-------

(5) 事業所の職員体制

管理者	高橋 勇樹
-----	-------

職	職務内容	人員数
管理者	1 事業所の従業者・業務の管理を一元的に行います。 2 法令等において規定されている指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の実施に関し、従業者に対し遵守すべき事項において指揮命令を行います。	常勤 1名
計画作成 責任者	1 適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成します。 2 利用の申込みに係る調整等のサービスの内容の管理を行います。	常勤 1名以上
オペレーター	1 利用者又はその家族等からの通報に対応します。 2 計画作成責任者及び定期巡回サービスを行う訪問介護員と密接に連携し、利用者の心身の状況等の把握に努めます。 3 利用者又はその家族に対し、相談及び助言を行います。	提供時間を通じて 1名以上
定期巡回サービスを行う訪問介護員等	定期的な巡回により、排せつの介護、日常生活上の世話等の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を行います。	サービスを 提供するために 必要な数
随時訪問サービスを行う訪問介護員等	利用者からの通報によりその者の居宅を訪問し、日常生活上の緊急時の対応等の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を行います。	提供時間を通じて 1名以上確保 される為に必要 な数

3 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成	1 利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、定期巡回サービス及び随時訪問サービスの目標、当該目標を達成するための具体的な定期巡回サービス及び随時訪問サービスの内容等を記載した定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成します。 2 利用者に応じて作成した計画について、利用者及びその家族に対して、その内容について説明し同意を得ます。 3 計画を作成した際には、当該計画を利用者に交付します。 4 作成に当たっては、利用者の状態に応じた多様なサービスの提供に努め、さらに作成後は実施状況の把握を行い、必要に応じて定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の変更を行います。
定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容	1 利用者又はその家族に対する相談、助言等を行います。 2 利用者からの随時の連絡に対する受付、相談等を行います。 3 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき、排せつ介助、体位交換、移動・移乗介助、その他の必要な介護を行います。 4 利用者からの随時の連絡に対応した排せつ介助、体位交換、移動・移乗介助、その他の必要な介護を行います。 5 連携先の訪問看護事業所が、アセスメント、モニタリングおよび定期的または随時状況に応じて看護サービスを行います。

訪問看護事業所との連携	<p>連携する訪問看護事業所との契約に基づき、以下の事項について、連携する訪問看護事業所から協力を得るものとします。</p> <p>① 利用者に対するアセスメント モニタリング</p> <p>② 随時対応サービスの提供に当たっての連絡体制の確保</p> <p>③ 介護・医療連携推進会議への参加</p> <p>④ その他必要な指導及び助言</p>
-------------	---

(1) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員は、サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ① 医療行為
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 利用者の同居家族に対する訪問サービスの提供
- ⑤ 利用者の日常生活の範囲を超えた訪問サービス提供（大掃除、庭掃除など）
- ⑥ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑦ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑧ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

4 利用料金について

介護保険による基本料金は厚生労働大臣が定めた額です。利用者負担額は、原則として基本料金に対して介護保険負担割合証に記載の割合（1～3割）に応じた額です。

利用料、その他の費用の額は別紙【料金表】の通りです。

利用料金のお支払方法	<ol style="list-style-type: none"> 1 当月の料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月 20 日までに利用者へ送付します。 2 請求書にもとづき、翌月 27 日に本人・家族いずれかの名義の金融機関口座からの口座振替によりお支払いください。支払い確認後、領収書を発行します。口座振替以外の支払方法を希望する方はご相談ください。 3 介護保険適用の場合でも介護保険料の滞納等により、保険給付が直接医療生協さいたま生活協同組合に支払われない場合があります。その場合は一旦介護保険適用外 10 割として料金をいただきます。後日、保険者の窓口へ医療生協さいたま生活協同組合の発行する「サービス提供証明書」を提出することで差額の払戻しを受けることができます。
連帯保証人	<p>本契約書の契約者には身元引受人を連帯保証人とし、他に 1 人、合わせて 2 人の連帯保証人を付けるものとし、連帯保証人は契約者が支払う利用料金等について、連帯しその責めを負うものとします。但し、身寄りがなく、連帯保証人がいないことをもってサービスは拒まれません。</p>

5 サービスの提供にあたって

- ① サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- ② 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行います。
- ③ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用に関し事前に文書で説明いたします。その内容及び支払いに同意される場合は、同意する旨の文書に署名（記名押印）いただきます。
- ④ サービス提供は「定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画」に基づいて行います。なお、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、

必要に応じて変更します。

- ⑤ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

6 衛生管理等

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

(2) 事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めます。

(3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。

② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

7 緊急時の対応方法について

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じます。

主治医	医療機関名 氏 名 電 話 番 号
家族等 緊急連絡先	氏 名 続柄 電 話 番 号

8 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

事故の状況及び事故に際して採った処置・経過を記録し、原因の分析、再発防止のための取り組みを行います。

また、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

【川口市介護保険課】	電話番号 048-259-7293(直通) 受付時間 9:00~17:30(土日祝は休み)
------------	--

保険会社名	損害保険ジャパン株式会社
保険名	介護保険法&障害者総合支援法&社会福祉法の指定業者向け賠償責任保険 (ウォームハート)

9 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

- (1) 提供した指定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。
- (2) 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
 - ① 苦情を受けた職員は、速やかに管理者に報告する。
 - ② 管理者は、速やかに苦情の内容と事実経過と利用者の正確な訴求点を利用者・家族に確認する。
 - ③ 苦情を受けた職員は、「苦情報告書」を記入し、管理者に提出する。
 - ④ 管理者は是正処置を行い、利用者との信頼関係が回復するまで誠意を持って対応する。

(2) 苦情申立の窓口

<p>【事業者の窓口】 管理者 高橋 勇樹</p>	<p>電話番号 048-253-5186 受付時間 8:30～17:30 日曜日・12月30日～1月3日を除く</p>
<p>【市町村の窓口】 川口市介護保険課</p>	<p>電話番号 048-259-7293 (直通) 受付時間 9:00～17:30 (土日祝は休み)</p>
<p>【公的団体の窓口】 埼玉県国民健康保険団体連合会</p>	<p>電話番号 048-824-2568 (苦情相談専用) 受付時間 9:00～17:00 (土日祝は休み)</p>

10 サービスの第三者評価の実施状況について
実施していません。

11 身分証携行義務

訪問介護員等は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者又は利用者の家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

12 秘密の保持と個人情報の保護について

利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<ol style="list-style-type: none"> 1 ア 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 2 イ 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 3 ウ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 4 エ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
個人情報の保護について	<ol style="list-style-type: none"> 1 ア 事業者は、利用者・利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。 2 イ 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 3 ウ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で

訂正等を行うものとし、(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)

13 合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法について

- (1) 利用者から合鍵を預かる必要のある場合は、書面によりその取扱い方法について説明した上で、合鍵を預かることに同意する旨の文書に署名(記名押印)を得ます。
- (2) 預かった合鍵については、使用時以外は施錠された保管庫に保管します。
- (3) 合鍵を紛失した場合は、速やかに利用者へ連絡を行うとともに、警察への届出等必要な措置を行います。

14 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	管理者 高橋 勇樹
-------------	-----------

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催し、その結果について従業員に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

15 身体拘束等の禁止について

事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

16 心身の状況の把握

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、計画作成責任者による利用者の面接によるほか、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保険医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとし、

17 居宅介護事業者との連携

- (1) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービス又は福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- (2) サービス提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとし、

18 地域との連携について

- (1) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、地域包括支援センターの職員等により構成される協議会(以下、「介護・医療連携推進会議」といいます。)を設置し、概ね6月に1回以上、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し、介護・医療連携推進会議の評価を受けます。
- (2) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、(1)の評価、要望、助言等についての記録を作成し、当該記録を公表します。

19 サービス提供の記録

- (1) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はそのサービスを終了した日から5年間保存します。
- (2) 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

20 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

21 勤務体制の確保等

- (1) 事業所は、利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、適切な勤務の体制を定めます。
- (2) 事業所の従業者によって適切なサービスの提供が行われる体制を構築している場合においても、他の訪問介護事業所等との密接な連携を図ることにより効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、川口市が実情を勘案して適切と認める範囲において、定期巡回サービス、随時対応サービスおよび随時訪問サービスの事業の一部を、他の訪問介護事業所等との契約に基づき、訪問介護事業所等の従業者に行わせることができるものとします。
- (3) 前2項にかかわらず、午後6時から午前8時までの間に行われる随時対応サービスについては、川口市が地域の実情を勘案して適切と認める範囲において、複数の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所間の契約に基づき、当該複数の定期巡回・随時訪問介護看護事業所が密接な連携を図り、一体的に利用者またはその家族等からの通報を受けることができます。

22 その他運営に関する重要事項

事業所は、すべての訪問介護員等に対し、個別の訪問介護員等に係る研修計画を策定し、当該計画に従い研修を実施します。なお、研修計画は次のとおり設けるものとし、業務体制を整備します。

- (1) 採用時研修 採用後3カ月以内
- (2) 継続研修 年1回以上

23 サービスの提供における留意事項

(1) 複数の訪問介護員がサービスを提供します

- ① 訪問介護員等の交替を希望する場合には、当該訪問介護員等が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業所に対して訪問介護員等の交替を申し出ることができます。ただし、利用者から特定の訪問介護員等の指定はできません。
- ② 事業所の都合により、訪問介護員等を交替することがあります。訪問介護員等を交替する場合に利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。
- ③ 大規模な自然災害等が発生した場合、予定されている訪問ができなくなる場合がございます。その場合は事業所よりお知らせ、ご相談いたします。

(2) サービス実施時の留意事項

- ① 定められた業務以外の禁止
利用者は「定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の内容」で定められたサービス以外の業務を事業所に依頼することはできません。
- ② ケアコール機器等の貸出しについて
サービスの提供に当たり、必要に応じて利用者宅に緊急通報用のケアコール機器等を設置します。ケアコール機器等は無償で貸出しいたします。契約終了時に、ケアコール機器等は回収いたします。
- ③ モバイル端末の設置について
サービス提供の記録については、モバイル端末を活用して記録を取ります。状況に応じてモ

バイル端末を利用者宅に設置させていただく場合があります。設置費用は発生いたしません。契約終了時に、モバイル端末は回収いたします。

④ 事業所から貸出した機器等の紛失・破損について

事業所が利用者宅に設置した「キーボックス」「ケアコール機器等」「モバイル端末」が、利用者及びその関係者の過失にて破損・紛失したことが明らかな場合、それぞれの機器の実費相当額を事業所に対して弁償いただきます。

(3) サービス提供の拒否の禁止

利用者からのサービスの利用申込みに対して、事業所の人員体制上等の問題から利用申込みに応じることができない場合、又は、通常の事業の実施地域外からの申込者に対して適切なサービスを提供することが困難である等の正当な理由がない限り、事業所はサービス提供を拒否することができません。

(4) サービス提供困難時の対応

前項の正当な理由により、サービスを提供することが困難である場合は、速やかに当該利用申込者に係る居宅介護支援事業所への連絡、他の居宅介護サービス事業者等の紹介、その他の必要な支援を行います。

重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-----------------

利用者に対して、重要な事項の説明を行いました。

事業者	所在地	埼玉県川口市木曾呂1317
	法人名	医療生協さいたま生活協同組合
	代表者名	理事長 雪田 慎二
	事業所名	ケアセンターかがやき
	説明者氏名	

上記内容の説明を事業者から受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

利用者	氏名	
代筆者		

代理人	住所	
	氏名	

身元引受人	住所	
	氏名	
連帯保証人	住所	
	氏名	

【 極度額 30万円 】